

赤穂市国民健康保険運営協議会会議録

令和3年8月4日 開催

赤穂市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 令和3年8月4日（水） 午後1時25分より

2 会 場 赤穂市役所 6階 大会議室

3 出席者

被保険者代表	大前和弘、大田 登、平岡登美子、平岡かね子
医師・歯科医師・薬剤師代表	中村隆彦、花房龍生、赤井高之、寺田晋一郎
公益代表	山田昌弘、瓢 敏雄、前田 護、山田和子
市長	牟禮正稔
事務局	(健康福祉部長) 柳生 信 (医療介護課長) 松下直樹 (税務課長) 前田光俊 (国保年金係長) 田中志保

4 会議次第

(1) 開会あいさつ

(2) 市長あいさつ

(3) 新任委員紹介

(4) 議事録署名委員指名

(5) 議事

1. 令和2年度赤穂市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて

2. その他

(6) 閉会あいさつ

事務局

失礼いたします。定刻よりは若干早いですが、皆さんお揃いなので会議の方を始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様にはご多用のところ、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。

ただ今から、赤穂市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

開会に当たりまして、前田会長ごあいさつをお願いいたします。

会長

失礼します。みなさん、こんにちは。

毎日暑い日が続きますが、皆さんお元気でお過ごしのことと思います。

本日は、お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。今日は、令和2年度の国保健康保険の決算見込みを議題といたしますが、委員の皆様には、慎重なご審議をよろしくをお願いいたしまして、簡単ですが私からのごあいさつとさせていただきます。

事務局

どうもありがとうございました。続きまして、市長よりごあいさつを申し上げます。

市長

本日は、赤穂市国民健康保険運営協議会にお忙しい中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

また、コロナ禍でございまして、なかなか出にくい中にも関わりませず、ご出席を賜りまして重ねて厚くお礼申し上げたいと思います。

国民健康保険事業は非常に重要な事業でございまして、新型コロナウイルス感染症が発生しまして、医療に罹る方も減少したということで、給付事業につきましては減少となってございますけれども、依然として高度医療あるいは医療技術の進歩によりまして、医療費が高い水準で推移しているところでございます。

新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、赤穂市医師会を始め関係医療機関のご協力のもと8月1日まで大規模接種という形で実施させていただきまして、概ね9割くらいの高齢者の方が接種いただいたということでございます。その他の年齢の方も、順次接種いただいている状況でございまして、もう少し進めば感染の一定の鎮静化がみられることを現在期待しているところでございますが、一方で東京圏、大阪を中心に緊急事態宣言が発出され、拡大期にあることを非常に心配しているところでございます。

令和2年度の決算見込みは、約5千万円余りの剰余が見込まれております。今後も赤穂市の国保運営につきましては、非常に厳しい状況が続くと思いますけれども、新型コロナウイルス感染症の予防の意味でも国保が果たす役割は大きいわけでありまして、どうか委員の皆様方には高所からのご指導、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。コロナウイルス拡大防止、並びにワクチン接種におきましては医療関係者の皆様方のご尽力に感謝しますとともに、委員の皆様のご協力に対しまして重ねて感謝申し上げます。簡単ではございますけれども、ごあいさつに代えさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局 それでは、会議に入ります前に、新たに委員の委嘱をさせていただきました新任委員のご紹介をさせていただきます。

(委員紹介)

(事務局紹介)

事務局 なお、本日、市長はこのあとの他の公務が入っております。申し訳ございませんが退席させていただきますのでよろしくお願いいたします。

市長 どうぞよろしくお願いいたします。

(市長退席)

事務局 それでは会議を進めさせていただきます。本日の委員の方々の出席状況ですが、協議会資料の 14 ページをごらんください。今日は、委員 12 名みなさん出席で、委員の過半数を超える出席をいただいておりますので、運営協議会規則第 6 条の規定により本会は成立いたしますので報告いたします。

それでは、前田会長、議事進行をお願いします。

会長 はい。それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします申し上げます。

まず始めに、本協議会は運営協議会規則第 12 条の規定により、会議を原則公開することといたしております。

本日、傍聴の申し入れがありますので入場していただきたいと思います。3 名の方です。よろしくお願いいたします。

(傍聴者入場)

会長 それでは、議事の前に議事録署名委員の指名でございますが、僭越ではございますが、私の方から指名をさせていただきますと思います。

大前委員と平岡登美子委員をお願いします。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の審議事項、令和 2 年度の赤穂市国民健康保険事業特別会計決算見込みについてであります。

では、事務局から説明願います。

事務局 それでは、失礼して、座って説明させていただきます。

はじめに、配付しております資料を確認させていただきます。事前配布しておりました運営協議会資料の確認をお願いいたします。

1 ページ・令和 2 年度の国保特別会計決算見込表から、14 ページには、本協議会委員名簿をつけさせていただいております。頁の欠落等はありませんか。

それでは、お手元の運営協議会資料に基づきまして、私の方から概略を説明し、詳細は係長の方から説明させていただきます。

なお、本日、ご協議いただく国民健康保険事業特別会計決算につきましては、議会の決算認定を受けますまでは、見込額でございますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

まず、資料の 1 ページをお開きください。令和 2 年度の決算見込の状況であり

ます。

左側半分が「歳入」、右側半分が「歳出」となっております。左側の表の下、歳入合計欄をご覧ください。決算額の欄ですが、51億5,968万4千円で、予算額に対する執行率は97.5%となっております。

同様に、右の表の下、歳出合計欄の決算額ですが、51億243万6千円で、予算執行率は、96.4%となっております。

国保事業特別会計には、経費区分として一般被保険者分、退職者医療制度分、後期高齢者支援金分、介護納付金分があります。このページの下段に、歳入・歳出の内訳を記載しております。これらのそれぞれの区分ごとの、歳入と歳出の差額を、下段の表の右端に記載しております。

剰余金の見込み額は、一般分から介護分までを合計しまして5,724万8千円の剰余となっております。

次に、剰余金の処分計画としまして、3ページをお願いいたします。

ページ中ほどの「2. 剰余金の処分（案）」をご覧ください。

(2)と(3)で三角が立っています。県費からのもらい過ぎ、超過交付があり、合計で2,506万6千円を返還する必要があります。

令和3年度でこれらの処理を行いますが、剰余金と相殺する形で、実質の収支は、3,218万2千円のプラスとなる見込みであり、令和3年度に基金で取り崩す予定をしておりました7,730万円のうち、4,511万8千円を財政調整基金から取り崩す予定であります。よって、令和3年度は財政調整基金への積立はございません。

概略の説明は以上でございます。詳細につきましては係長から説明をさせていただきます。

事務局

失礼いたします。それでは、決算見込みの詳細につきまして、引き続き、お手元の資料に基づき説明いたします。着座のままで失礼いたします。

それでは、資料の1ページをご覧ください。

これは、令和2年度決算見込みの収支全体の一括表でございます。

表の左側、歳入決算額は51億5,968万4千円、右側の歳出決算額は51億243万6千円、差し引き全体の剰余金額は右側、一番下に記載しております5,724万8千円となっております。

それでは、まず歳出につきまして、その主なものを説明させていただきます。

まず、ページの右側1番上の1.総務費ですが、これは人件費や事務費、運営協議会費などに係る経費であります。

次に2.保険給付費ですが、現計予算額と決算額を比べますと、1億6,845万9千円の不用額となっております。

保険給付費の中の療養給付費、これは保険医療機関などが保険者に対して請求している現物払い分ですが、決算額31億685万2千円で1億4,361万3千円の不用額となっております。

その下の療養費、これは柔道整復師などによる施術や、コルセット等治療用器具

の償還払い分ですが、決算額 3,085 万円となっております。

また、その 2 つ下の高額療養費ですが、決算額 4 億 8,234 万 5 千円となっております。

そこから 6 つ下になります障害者自立支援医療に係る精神医療諸費ですが、決算額 649 万 6 千円となっております。

次に、3. 国保事業費納付金ですが、決算額 13 億 2,097 万円となっており、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の内訳は記載のとおりとなっております。

その下の 4. 保健事業費ですが、決算額は 3,407 万 5 千円となっております。

その内訳は、医療無受診世帯を表彰する健康世帯表彰関係から、特定健診の受診勧奨や医療受診勧奨、重複・頻回受診者への訪問指導を行うヘルスアップ事業まで、右側の説明欄に記載のとおりでございます。

下から 2 番目の 7. 積立金につきましては、924 万 5 千円積み立てしております。

次にページ左側の歳入ですが、1. の国民健康保険税につきましては、収納額 8 億 2,449 万 1 千円となり収納率 74.10%、予算に比べて 3,494 万円の増となっております。

現年課税分では、医療給付費分が収納額 5 億 3,332 万 2 千円、予算に比べて 1,758 万 2 千円の増、収納率は 94.77%となっております。

保険税収納率等の詳細につきましては 9 ページに記載しておりますので、後ほどご覧ください。

次に、後期現年分は収納額 1 億 9,550 万 1 千円、予算に比べて 581 万 9 千円の増となっております。

その下の介護現年分は収納額 4,926 万円、予算に比べて 26 万 6 千円の減となっております。

次に 4. 国庫支出金ですが、国庫補助金が、国保システム改修事業と、新型コロナによる影響で減収となった世帯に対する保険税減免分について、それぞれ掲記のとおり措置され合わせて 717 万円となっております。

次に 5. 県支出金ですが、38 億 5,445 万 9 千円と、予算に対し 1 億 5,735 万 6 千円の減となっております。

このうち普通交付金は、市町村の保険給付に要する費用に対して交付されるもので、36 億 6,119 万 8 千円と、予算に対し 1 億 4,740 万 3 千円の減となっております。

次の特別交付金は、市町村の特別な事情に応じて支払われるもので、1 億 9,326 万 1 千円と、予算に対し 995 万 3 千円の減となっております。

次に退職分について説明いたします。表の下欄の退職分をご覧ください。

まず、右側の歳出につきましては、国保事業費納付金が決算額 132 万 5 千円、左側の歳入につきましては、保険税や普通交付金などで決算額 141 万 1 千円となっており、差引剰余金は、表下欄の右端にございますとおり、8 万 6 千円となっております。

おります。

続きまして後期分ですが、剰余金は1,017万8千円となっており、歳出につきましては、国保事業費納付金の後期高齢者支援金等分として2億8,291万3千円となっております。

また、歳入は保険税などで決算額2億9,309万1千円となっております。

最後に介護分ですが、剰余金は92万7千円となっており、歳出につきましては、国保事業費納付金のうちの介護納付金分などで決算額8,743万3千円となっております。

また、介護分に係る歳入は保険税などで決算額8,836万円となっております。

次に2ページ目の2年度決算見込み表ですが、決算額のみを一般、退職、後期、介護と区分ごとに分解しまして歳入歳出を比較しております。

歳入から歳出を差し引いた全体の剰余金とその内訳が右下に出ております。内容につきましては省略いたします。

次に3ページですが、2年度の剰余金に対する処分計画でございます。

剰余金を令和3年度予算の財源的にどう取り扱うかということですが、現時点では、剰余金5,724万8千円については、まず、2年度の県費の保険給付費等交付金の精算に伴う償還金の財源として充当したいと考えております。金額は、「2. 剰余金の処分(案)」の、(2)及び(3)を合わせました2,506万6千円でございます。残りの(4)3,218万2千円について、令和3年度に財政調整基金から繰り入れることとしておりました基金繰入金に充当したいと考えております。充当後、基金から繰り入れる額は一番下<参考>に記載のとおり4,511万8千円となる見込みでございます。

次に4ページをご覧ください。

こちらは国民健康保険税の、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の令和2年度の決算、令和3年度の当初予算と当初本算定との比較の表となっております。

令和3年度については、表にもございますとおり医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の税率、賦課限度額について全て据え置いております。

まず医療給付費分ですが、当初本算定の時点で所得割、均等割、平等割の賦課割合につきましては、応能割合が48.00%、応益割合が52.00%となっております。本算定と当初予算との収入見込額の比較ですが、予算に対して428万6千円の減となっております。

次に後期高齢者支援金分についても同じように本算定と予算額の比較をしております。

収入見込額の比較ですが、当初に対して20万円の増となっております。介護納付金分についての比較でございますが、予算に対して15万6千円の減となっております。

次に5ページをご覧ください。国民健康保険事業の状況ということで、世帯数

と被保険者数の年間平均を表とグラフで記載しております。

2年度につきましては、世帯数は伸び率が対前年比で98.8と1.2%減少し、被保険者数については、全体で97.6と、2.4%減少しております。減少幅は前年より小さくなっているものの、世帯数、被保険者数とも最小となっております。

下は、世帯数及び被保険者数をグラフにしたものです。

次に6ページをご覧ください。

これは、平成30年度から令和2年度の経理状況を比較表にしております。

真ん中から上が歳入、下が歳出になっております。一番下に歳入歳出の差引額が出ております。

次に7ページをご覧ください。7ページからは、平成28年度から令和2年度の給付状況を比較表にしております。

(1)は、療養給付費の年次別推移の表です。

まず一般被保険者ですが、2年度の費用総額42億1,152万2千円、対前年比96.0の伸びとなっております。

退職被保険者等については、被保険者がゼロ人となったこともあり、0件となっております。

2年度の費用総額は、一般被保険者、退職被保険者等を合わせた全体では、対前年比95.9と4.1%の減となっております。

次に8ページをご覧ください。これは、療養給付費以外の、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費の年次別推移の表です。

まず(2)療養費ですが、保険者負担額は、一般被保険者で3,085万169円、前年度比3.6%の増となっております。

(3)高額療養費は、一般被保険者が4億8,080万5,974円で、前年度0.2%の増となっております。

退職被保険者等は、(2)療養費、(3)高額療養費とも先ほどの療養給付費と同様0件でございました。

出産育児一時金、葬祭費は、前年度に比べそれぞれ4件の増となっております。

以上で、令和2年度決算見込みに係る説明を終わります。

事務局の説明は終わりました。何かご意見・ご質問等ございませんか。

はい。

はい、A委員。

はい、2、3質問させていただければと思います。

まず、1ページの収入の関係で、災害等臨時特例補助金ということで、コロナ減免の補助金ということで収入の補てんということだと思っておりますが、その額はほぼ100%入ってきてるかどうかお尋ねします。次に、歳出の関係で保健事業費、約1,100万の執行残となっておりますが、その中の大きな要因は、特定健診等事業かと思っておりますが、これが多く残った要因を分析されておりましたらお願いしたいと思います。

会長
委員A
会長
委員A

3 ページの関係で、基金から 4,500 万円充当ということですが、その後、基金残がどの程度になっておるのか、お聞かせ願えればと思います。

4 ページのところですが、令和 2 年度決算と 3 年度予算と比較して、所得割のところマイナスの金額が大きいに思います。それに反して均等割、平等割が増となっておりますが、これにつきましても分析されておるのかお尋ねさせていただきます。

最後になりますが、収納状況につきましては、収納率については 3、4 年前から向上していますし、不納欠損の額も昨年より少ない状態で処理されております。引き続き収入確保に努めていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

会長
事務局

事務局。

失礼いたします。まず、1 点目の災害特例補助金でございますが、こちらはコロナの関係で減収となった方の国保税を減免しておりまして、そのうちの令和 2 年度の減免額のうち、10 分の 6 に当たる金額を国庫補助金で措置されることとなっております。残りの 10 分の 4 と、令和元年度分の 2 月が納期であった分も減免しておりますが、合わせて特別調整交付金という名目で措置されておりまして、全額補てんされております。保健事業費が予算と比べて減っている点でございますが、委員がおっしゃったとおり、特定健診の方が大きな要因となっております。こちらはコロナ禍ということで、健診の日程が変更となったこともあり、受けていただきにくい状況であったのが要因とみております。質問が前後いたしますが、所得割の方が減って、均等割が増額となっている点でございますが、当初予算を組むにあたりまして、コロナの影響で収入が減ることは想定されましたが、どのくらいの下げ幅となるのか見込みづらいところがございます。本算定で減ったところがございます。均等割の方ですが、この表で基としている人数、世帯数のところですが、年間平均の数で予算を組んでおりますが、本算定は 7 月時点の人数ということで、大きい数字のところとなっている関係で、額が大きくなっております。

事務局

基金の残高の件でございますが、2 年度末時点で 3 億 8,329 万円です。ここから 3 年度 4,511 万 8 千円取り崩すこととしておりますので、3 年度末では利子分も含めて約 2 億 6,300 万円となる見込みでございます。

委員 A

4 ページのところ、所得割は収入が減少したということですが、均等割・平等割の方は失業者が増えて、被保険者が増えたということはないのでしょうか。

事務局

はい、失業したことによって、社会保険から国民健康保険に移って来られているという傾向はみられません。

委員 A

はい、ありがとうございました。

会長

よろしいか。他にどなたか。

委員 B

はい。

会長

どうぞ。

委員 B

はい。1 ページで、歳入のところの県の補助金が 1 億あまり減っているのはどう

ということが考えられるのかという点、それから 8 ページで 1 番下の出産育児一時金で、2 年度のところだけ 1 件当たり 40 万 4 千円と 41 万 5 千円となっていて、後ろの用語の説明を読むと、40 万 4 千円というのは出てきてるんですけど、41 万 5,524 円というのはどういうことでしょうか。それから、もう 1 点、1 件当たりの医療費は増えているのに、1 人当たりは減っていると思うんですが、それはどういうことでしょうか。

事務局

失礼します。まず、1 点目の県補助金の方が 1 億あまり減っているということですが、普通交付金の方が、こちらは保険の給付に係る費用に対して県が全額みますというものですが、医療給付費等がコロナの影響、受診控えということがありまして減っておりますので、それに対して入ってくる分も予算よりも減ったということでございます。

次に、出産育児一時金のところでございますが、通常は 42 万円ということで、2 年度の 2 件、40 万 4 千円のところは産科医療補償制度の対象となっていない病院で出産された方が 2 人おられました。41 万 5,524 円ですが、こちらは年度末に近い時期に出産されまして、病院に支払う金額がマックスの 42 万円にいたらない金額で収まったということで、差額についてはご本人さんに直接振り込みをさせていただくことになるのですが、それが年度をまたがった関係で、令和 2 年度の決算では 41 万 5,524 円を上げさせていただいたということになっております。差額については、令和 3 年度に端数が出てくることとなります。

最後の、1 件当たりの費用と 1 人当たりの費用の関係でございますが、こちらは件数の方は前年と比べて大きく減っておりまして、1 件当たりで割り戻すと大きくなっていると、そこが要因かと。すいません。

会長

よろしいか。ほかに。

委員 C

はい。

会長

どうぞ。

委員 C

せっかくですので質問させていただきたいんですけども。あの、国民皆保険ということになると、収納率 100%というのが本来の姿だと思います。収納率が 94.1%ということで、9 ページをご覧くださいということだったんですが、不納欠損ということがあるわけですが、この辺りの考え方を教えていただきたいということと、他の市町がどの程度の率なのか、努力をされていることは重々承知しているんですけど、その辺お聞かせ願えたらありがたいと思います。

事務局

はい、国民健康保険税の徴収率につきましては、他の税と比べましても、低い方になっておりまして、理由といたしましては、国民健康保険の加入者の多くは個人事業をされている方ですとか、年金収入の方、非正規雇用の方、退職・失業をされた方の割合が高いということで、収入が不安定ですとか低収入の方が一般税と比べましても割合が高いような構造的な問題がありまして、こちらも催促等をするわけですが、最終的に支払える資金力がないとか差し押さえるような財産がないということで、どうしても徴収できない方の割合が国民健康保険の場合は高いと

ということで、そういった方につきましては、徴収が難しいということで不納欠損せざるを得ないという状況になっております。他市と比べて赤穂市の徴収率はどうかということですが、兵庫県下 29 市の比較というのがあるんですが、赤穂市は現年徴収率では令和 2 年度は 29 市中 22 番目ということで、高くはないという状況になっております。

事務局

すいません、先ほどの B 委員の質問の中で、1 人当たりと 1 件当たりの医療費の件なんですけれども、これはもう一度きちっと精査してみないと分からないところなんです、令和 2 年度、コロナ禍ということで受診控えがかなりございました。総費用額もかなり落ちてきています。その中で、比較的症状が軽い方は受診控えということでなかなか医療機関へ雇っていない、ただ重篤な方についてはどうしても医療機関へ通わないといけないということで、1 件当たりの費用額が高額になって、増えてきているのではないかなと想像になるわけですが、申し訳ありませんが、この点につきましてはまた改めて精査させていただきたいと思っております。

会長

先ほどの税の徴収の関係はよろしいか。他にどなたかご質問があれば。他にないようでございますので、事務局の説明事項について、了承してよろしいでしょうか。

委員

(「異議なし」の声あり)

会長

それでは、事務局の説明を了承とさせていただきます。

その他、何かございますか。

委員 A

よろしいですか。

会長

はい。

委員 A

この会に関係ないんですけれども、マイナンバーカードの健康保険証化について、赤穂市国保の状況、医療機関の状況など何か情報がありましたら教えていただければと思うんですが。

事務局

失礼します。マイナンバーカードと保険証の関係でございますが、市役所の 1 階に登録ができるように端末を置いておりますが、手続きをサポートした件数は数件でございます。国保の方がどのくらいというのは把握しておりません。医療機関の状況ですが、市民病院や中央病院の方でシステムを入れて対応するというお話を、以前伺っております。個人病院さんについては情報を持っておりません。

会長

よろしいか。

委員 A

はい。

会長

他に何かありますか。特にないようですので、これもちまして会議を終わらせていただきます。委員の皆さまには長時間のご審議をいただきありがとうございました。

(閉会 午後 2 時 15 分)